

# SENDAI IT CAREER DAY 2020 運営等業務委託

## 委託仕様書案

### 1 業務委託名

SENDAI IT CAREER DAY 2020 運営等業務

### 2 業務の目的

本市は、「仙台市経済成長戦略2023」を平成31年3月に策定し、「Society 5.0を実現する『X-TECHイノベーション都市・仙台』」に向けて、IoTやAI、VR/AR、ロボット等の先端IT技術と今後市場の拡大が見込まれる産業分野との掛け合わせによる新規事業創出（X-TECH(クロステック)）を推進するとともに、その基盤となる市内IT企業の成長支援や市外のIT企業の誘致による更なる産業集積、先端IT人材の育成や確保に取り組んでいる。

本業務では、地場ICT関連企業や立地企業の人材確保に向けて、令和2年2月28日に開催する学生向け業界説明会「SENDAI IT CAREER DAY 2020」の運営等を実施する。

### 3 本イベント開催案

- (1) イベント名 SENDAI IT CAREER DAY 2020
- (2) 日 程 令和2年2月28日（金）
- (3) 場 所 トラストシティカンファレンス・仙台（仙台市青葉区一番町1-9-1）
- (4) 主 催 仙台市
- (5) 対 象 本市内でIT人材（エンジニア・デザイナー等）として働くことに関心のある学生・若者
- (6) 参加者数 120名程度
- (7) プログラム
  - 13:00～ 受付
  - 13:30～13:35 主催者挨拶
  - 13:35～14:35 トークセッション（Room1）
  - 14:50～17:30 出展IT企業による個別ブースでのPR（Room2～5）

### 4 業務の内容

#### (1) 本イベントの企画・運営

##### ア 当日の運営業務

本イベントを効果的かつ円滑に進行するための各種施策の企画、本イベント当日の運営、司会者の手配及び本イベント従事者の手配を行う。

なお、会場使用料及び会場備品費用（バックパネル、マイク及び登壇者へ提供する飲料水等にかかる費用）については、委託者にて別途手配する。また、トークセッションの内容の企画及び会場レイアウトの調整については、委託者が行う。

## イ 本イベント参加対象者への広報・集客施策の企画・実施

受託者が有するノウハウ・ネットワーク等を活用することより、本イベントへの参加対象である本市内で IT 人材（エンジニア、デザイナー等）として働くことに関心のある、仙台・東北地域の学生・若者等への効果的な広報・集客施策の企画・実施を行う。

## ウ 本イベントに出展する IT 企業への PR 力向上施策の企画・実施

本イベントに出展する IT 企業の PR ブース訪問者数の増加に向けて、本イベントに出展する IT 企業の PR 力向上施策の企画・実施を行う。

## エ 本イベントの当日配付冊子の印刷

受託者は本市が提供するデータを用いて、本イベントの当日配付冊子（A4 サイズ、両面、カラー、50 ページ程度）を 250 部印刷し、令和 2 年 2 月 27 日（木）までに納品する。

### (2) 実績報告書の納品

- ・上記(1)を踏まえ、本業務の実施報告書を A4 縦の紙媒体及び電子媒体で令和 2 年 3 月 19 日（木）までに納品すること。

### (3) その他

- ・個人情報、企業情報等の管理にあたっては、本市の個人情報保護制度及び行政情報セキュリティ・ポリシーに従い、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。
- ・本業務の公共性に鑑み、受託者は透明性、公共性を確保して業務にあたること。

## 5 委託料の減額

業務の実施内容を提案書や仕様書等の関係書類と照合し、当該関係書類に記載された具体的な指標等に対して、明らかな不足があると本市担当が判断する場合は、協議の上、契約変更により契約金額の減額を行うものとする。

## 6 委託期間

契約締結日から令和 2 年 3 月 19 日（木）まで

## 7 著作権等の取扱い

- ・本業務の成果物及び電子データ等に含まれる第三者の著作権（著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含まれることとする。また、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責において解決するものとする。
- ・本業務の成果物及び電子データ等の作成者の著作権については、本市に帰属する。また、受託者は、本業務の成果物及び電子データ等の作成に関して取得した著作者人格権について、本市に対して行使しないものとする。
- ・受託者は、本業務の実施にあたって本市又は第三者に侵害を及ぼしたときは、本市及び損害を受けた第三者の責任に帰する場合は、その賠償の責任を負うものとする。

## 8 その他の留意事項

- (1) 本仕様書及び契約書に定めのないものは、本市及び受託者の協議により定める。
- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について本市と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、本市へ提出すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時本市に報告するとともに、定期的開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- (5) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項 (<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>) に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。
- (6) 本業務を実績の一環として営業活動の際に使用することは差し支えない。